

# 動物は正しく飼いましょう

動物を飼う場合には次のことに注意して、正しく飼いましょう。

●犬を飼う場合には、人をおかむなどの事故を起こさないようにしつけ、放し飼いは絶対にやめましょう。もし飼っている犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか、獣医師の検診を受けましょう。

●犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。



●公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。

●犬は来訪者の届かない場所で飼いましょう。また、門や玄関から犬が飛び出さないように注意しましょう。

●猫は屋内で飼いましょう。鳴き声などによる周辺への被害を防ぎ、感染症などの危険から猫や人を守ることができそうです。

●犬・猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届け出が必要ですが(91日齢未満の犬猫を除く)。

●一部のサル、ヘビなどの特定動物は、法律により原則飼うことが禁止されています。

●ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話などで届け出ましょう。また、迷子札を

付ける、動物病院でマイクロチップを装着・登録するなどして、保護された際に飼い主が分かるようにしましょう。

●動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しを手伝っています。

●動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣することもできるので、問い合わせてください。

## 問い合わせ先

八日市場地域保健センター

☎72・1281

千葉県動物愛護センター

☎0476・93・5711

市環境課環境美化班

☎62・5329

いちはやく

## 189 知らせて守る こどもの未来

# 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待の問題は社会全体で取り組むべき重要な課題です。全ての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる社会を目指しましょう。

## こんな行為が児童虐待

**身体的虐待**／殴る、蹴る、熱湯をかける、戸外へ締め出す  
**ネグレクト(養育放棄、怠慢)**／世話をしない、自宅や車内に放置する

**心理的虐待**／言葉による脅かし、きょうだいとの差別、子どもの前で配偶者に暴力を振るうなど

## 虐待かもと思ったら

虐待を発見したり、子どもの様子が著しく変だと感じたりしたら、児童相談所や市などに通報しましょう。通報者の秘密は守られます。

虐待行為は家庭内で多く、自ら逃げたり救いを求めたり、

子ども自身からはなかなか誰かに相談できません。放置すれば命の危険につながることもあります。虐待を防ぐには、早期に発見し対応することが重要です。

## 抱え込まずに相談を

子育てに悩んでいる人は、一人で抱え込まずに市や児童相談所などに相談してください。思うようにいかない子育てには、イライラや不安はつきものです。誰かに聞いてもらうだけでも、気持ちが落ち着くことがあります。

周りで苦しんでいる保護者や家族がいたら、相談するよう勧めましょう。

## 相談・通報先

旭市家庭児童相談室(☎62-5362)、市子育て支援課子育て支援班(☎62-8012)、銚子児童相談所(☎0479-23-0076)、児童相談所全国共通ダイヤル(☎189)